

# 令和4年2月 校長会資料

1	学校給食費公会計化に伴う今後のスケジュールについて……………	1
2	不登校対策について……………	10
3	青色回転灯パトロールカー及び実施者の変更等手続きについて……………	14
4	令和4年度学校運営協議会委員の推薦について……………	15
5	令和4年度 人権教育関係研修会等の予定について……………	16
6	令和4年度定例校長会及び定例教頭会年間計画(案)について……………	17
7	教職員の交通事故防止について……………	18
8	小規模特認校, 通学区域の弾力化について……………	20
9	過重労働による健康障害防止について……………	21

## 学校給食費公会計化に伴う今後のスケジュール

時期	幼稚園・学校	教育総務課
3月上旬		幼稚園・学校へ次の書類を届けます ・チラシ(A4サイズ)・・・①
3月上旬		広報すずか3月5日号で公会計化を周知 ・・・②
3月上旬～ 中旬	保護者へ次の書類を配付してください(中学3年生除く) ・チラシ(A4サイズ)・・・①	
3月下旬		幼稚園・学校へ次の書類を届けます ・学校給食申込書・・・③ ・口座振替依頼書・・・④ ・チラシ(A3サイズ二つ折り)・・・⑤ ・記入例(学校給食申込書と口座振替依頼書) ・・・⑥ ※別途アレルギー減額書類をメールで送付
4月始業式・ 入学式の日	保護者へ次の書類を配付してください ・学校給食申込書・・・③ ・口座振替依頼書・・・④ ・チラシ(A3サイズ二つ折り)・・・⑤ ・記入例・・・⑥ ※必要に応じてアレルギー減額書類	
4月上旬～ 中旬頃	次の書類を回収してください ・学校給食申込書	
5月園長会・ 校長会	次の書類をお持ちください ・学校給食申込書	

※給食費の幼稚園・学校での集金(三重県教育文化会館学校納付金システム等での口座振替等)は7月まで

詳細については、後日案内させていただきます

保護者の皆様へ

# 学校給食費についての大切なお知らせです

## 令和4年9月から、学校給食費は 園長・学校長に代わって、鈴鹿市が集めます

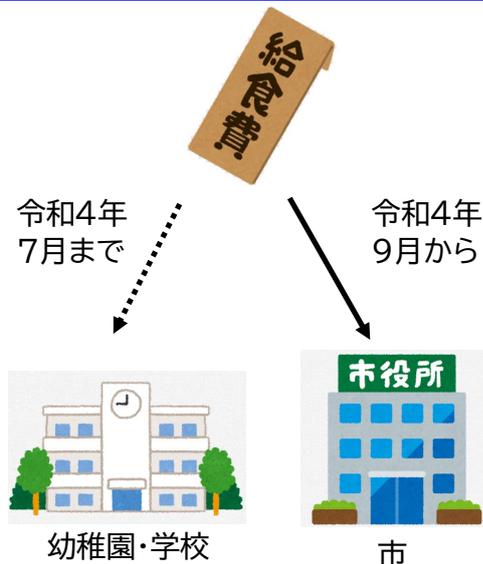
本市では、令和4年9月から給食費の公会計化を実施します。公会計化とは、給食費を市の予算に計上し、市が集金・管理をしていくことです。

### 主に変わること

これまで、給食費を「園長・学校長」が集めていましたが、9月からは「鈴鹿市」が集めます。

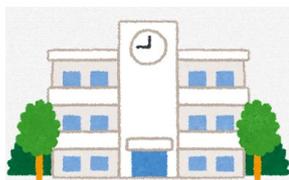
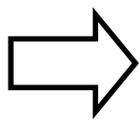
### メリット

- 野菜などの食材が一時的に高騰した場合にも対応がしやすくなるため、安定した給食の提供につながります。
- 学校給食費の徴収業務などを行う教職員の負担が軽減され、教職員が授業改善のための時間や、子どもに向き合う時間を増やすことができます。



## 新年度はじめに手続きをお願いします

学校給食  
申込書



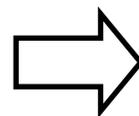
幼稚園・学校

公会計化にあたり次の2つの書類を提出していただくことになります。お手数おかけしますが、ご協力をお願いします。

手続きの方法などの詳しいことは令和4年4月に、学校を通じてお知らせします。

- ①学校給食申込書
- ②口座振替依頼書

口座振替  
依頼書



金融機関

※給食申込書は、給食の提供に関する契約を明確化するため、口座振替依頼書は、振替先が幼稚園長・学校長の口座から市の口座へ変更になることから提出していただくものです。

※9月から市の口座への口座振替を開始させていただきます。

※市の口座への口座振替手数料は市が負担します。

### 口座振替のできる金融機関

百五銀行	三十三銀行
中京銀行	北伊勢上野信用金庫
東海労働金庫	鈴鹿農業協同組合
東日本信用漁業協同組合連合会(県内の店舗)	
ゆうちょ銀行	

### 問い合わせ

鈴鹿市教育委員会事務局 教育総務課

電話番号 382-1214

ファクス番号 383-7878

電子メールアドレス kyoikusomu@city.suzuka.lg.jp

情報館〇 学校給食費の公会計化  
教育総務課 T382-1214 F383-7878  
kyoikusomu@city.suzuka.lg.jp



## 学校給食費の公会計化を予定しています

本市では、令和4年9月からの給食費の公会計化に向けて準備を進めています。その概要についてお知らせします。

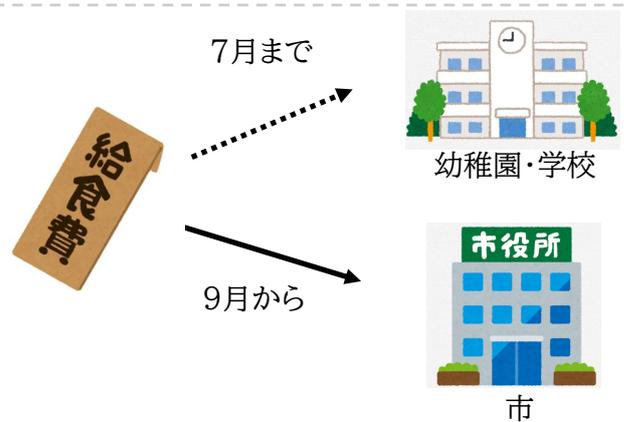
### 給食費の公会計化とは？

現在は、各園長・学校長にお支払いいただいた給食費により食材を調達して給食を提供していますが、これからは、給食費を市の予算に計上し、議会の議決を得たうえで、市が給食費を集める予定です。この学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れることを「公会計化」といいます。

### いつからスタートするの？ 令和4年9月から

#### 主に何が変わるの？

これまでは…  
給食費を園長や学校長が集めていましたが、  
9月からは…  
給食費を市が集めます。



### どんなメリットがあるの？

- 市の予算に組み込まれることで、年度途中で生鮮食材の価格が高騰した場合においては、予算の範囲内であれば対応が可能となるため、より安定的に給食を実施できます。
- 学校給食費の徴収業務等を行う教職員の負担が軽減され、教職員が授業改善のための時間や、児童・生徒に向き合う時間を増やすことができます。

### 全国的に増えているの？

文部科学省は、令和元年に「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について(通知)」を出して、全国の地方公共団体に公会計化を促しており、実施する自治体が増えています。

### 何か手続きは必要？

給食費の支払先が、「園長・学校長」から「市」へ変わるため、給食の申込みや給食費の口座振替の手続きが改めて必要となります。保護者の皆様は、手続きをお願いします。

手続きの方法などの詳しいことは令和4年4月に学校を通じてお知らせします。



※公会計化は条例や予算に基づいて実施します。現在市議会へ、条例案及び予算案を提出しており、これらの可決が前提になります。

鈴鹿市学校給食申込書

（宛先）鈴鹿市教育長

鈴鹿市学校給食費等に関する条例施行規則第3条の規定により、下記の児童・生徒・幼児等が鈴鹿市立小学校・中学校・幼稚園に在籍期間中の学校給食の提供を申し込みます。

申 込 日		令和4年	月	日
申込者 (学校給食 費負担者)	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日
	電 話 番 号			
	児童・生徒・幼児 等との続柄			
給食を食 べる児 童・生徒・ 幼児等	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日
	学校・幼稚園名	鈴鹿市立		

※全ての欄を記入してください。

※学校・幼稚園名は申込日現在（新入生は入学・入園予定）を記載してください。この申込書は、鈴鹿市立の学校・幼稚園へ転校・進学した場合、引き続き有効です。

※この申込書は、在籍している学校・幼稚園を経由して、児童・生徒・幼児1人につき、1枚提出してください。

この申込書をもって、学校給食事業の範囲内において、市の関係部署（給食、就学援助等の部署）及び在籍小学校・中学校・幼稚園が個人情報共有することを承諾します。学校給食費に滞納が生じた場合は、当該債権の回収に必要な範囲内において、個人情報を調査することに了承します。

また、還付事由が生じたときは、別途届け出る鈴鹿市学校給食費口座振替依頼書・自動払込利用申込（受付通知）書兼廃止届書の口座へ還付してください。口座名義人が私（申込者）と異なる場合については、私（申込者）が鈴鹿市に対して有する受領権を当該口座名義人に委任したものとして取り扱って差し支えありません。

鈴鹿市学校給食費口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書

取扱金融機関 御中

私は、鈴鹿市へ納付する学校給食費について、裏面約定を承認の上、口座振替又は自動払込を依頼します。

令和4年 月 日

<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 廃止	※学校給食費負担者の欄は、鈴鹿市学校給食申込書に記載された方を記入してください。		
学校給食費負担者	住所				
	フリガナ				
	氏名				
	生年月日	年	月	日	電話番号

※希望の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関コード					預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
		銀行	本店	口座番号				
		金庫	支店					
		農(漁)協	出張所					

ゆうちょ銀行	契約種別	記号 番号	通帳記号(※欄は、通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみ御記入ください。)				通帳番号 (右づめで記入)			
	3 0									
	払込先加入者		鈴鹿市会計管理者		払込先口座番号		00850-7-961609			

口座名義人 (預貯金者名) 及び届出住所	フリガナ					口座 届出印  (3枚とも 押印)
	氏名					
	届出住所 (ゆうちょ銀行のみ)					

※ゆうちょ銀行の場合は、必ず口座届出住所を確認してください。

振替(払込) の開始	令和4年度9月分から ※申込月の翌月以降に到来する納期から取扱いします。
---------------	---

振替日 (払込日)	納期限日(通常は月末ですが、12月は25日が振替(払込)日です。また、振替(払込)日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。)
--------------	--

※振替(払込)日(毎納期限日)に残高不足等により振替(払込)できなかったときは、次の15日に再振替(払込)します。再振替(払込)日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

幼稚園・ 学校名	鈴鹿市立	園児・児 童・生徒名	
-------------	------	---------------	--

※鈴鹿市立の幼稚園・学校へ転校・進学した場合、引き続き振替(払込)します。

※訂正箇所には、必ず3枚とも訂正印(口座届出印)を押印してください。

※ゆうちょ銀行を御指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

取扱店日附印

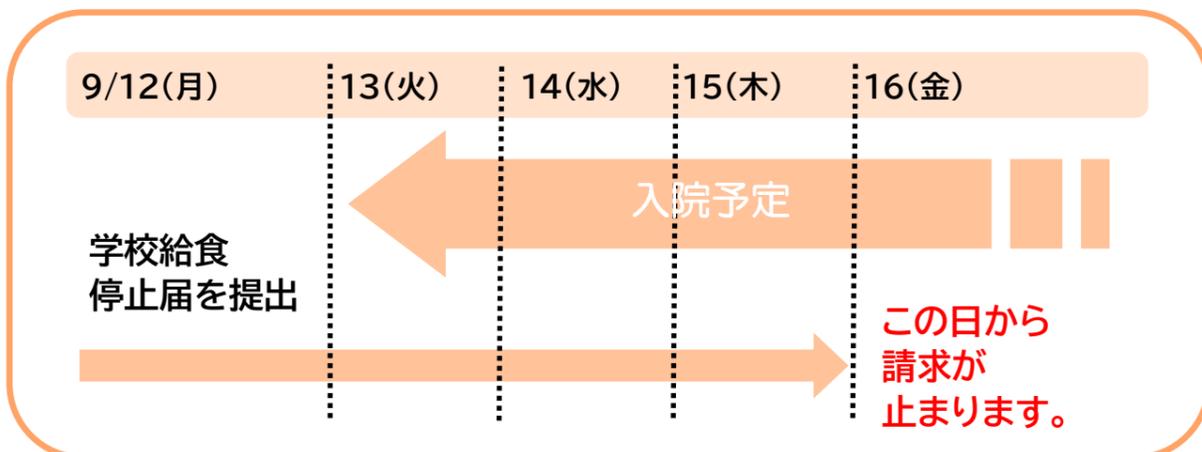
金融機関 使用欄	(不備返却事由)	
	1 預貯金取引なし	3 印鑑相違
	2 記載事項等相違	4 その他
	(店名, 預貯金種目 口座番号, 口座名義 届出住所)	

確認処理	照合印欄

## Q 入院等により食べられない場合はどうなるの？

事故・傷病等により、連続して5日以上学校給食を食べない場合は、給食の提供を停止できます。通学先の学校へ連絡後、「学校給食停止届」を学校へ提出してください。提出日の翌日から起算して4日目(ただし、休日等を除く)から学校給食費の請求を止め、3月の口座振替額を減額します。

例:9月12日に学校給食停止届を提出すると9月16日分から請求ストップ



食材発注の都合上、学校給食費の請求をすぐに止めることはできません。あらかじめ、ご了承ください。

## Q 就学援助や生活保護を受けている場合はどうなるの？

・就学援助や生活保護の認定を受けている世帯の児童生徒の学校給食費は、就学援助費や生活保護費から学校給食費に振替しますので、お支払いいただく必要はありません。ただし、申請中や停止や廃止になった場合は保護者の方に納付していただきます。そのため、現在認定を受けている場合でも、学校給食申込書と併せて口座振替依頼書を提出してください。

## 給食費に関する問合せ

鈴鹿市教育委員会事務局  
教育総務課へ  
電話番号 059-382-1214  
FAX 059-383-7878  
メール kyoikusomu@city.suzuka.lg.jp



御理解と御協力をお願いします。

学校給食費については、民法をはじめ、鈴鹿市学校給食費等に関する条例や条例施行規則等の定めるところによります。そのため、これらが改正されたときは、改正後の規定が適用されます。

保護者の皆様へ

## 学校給食費についての大切なお知らせです

公会計化に伴い、つぎの2つの手続きをお願いします。



1 学校給食申込書を提出してください



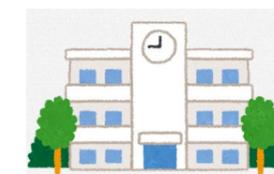
2 口座振替依頼書を提出してください

詳しくは次ページへ➡

令和4年9月から、学校給食費は、  
園長・学校長に代わって、鈴鹿市が集めます。



7月まで



学校長(園長)の口座

9月から



市の口座

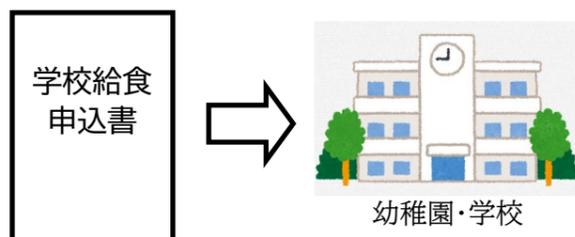
鈴鹿市は、令和4年9月からすべての市立幼稚園・小学校・中学校の学校給食費を公会計化(※1)します。

※1 「公会計」とは、学校給食費を鈴鹿市の歳入予算・歳出予算に計上し、議会の承認を経たうえで、市が集める方法です。現在は、園長や学校長が集めています。

## 1 学校給食申込書を提出してください

提出期限: 4月20日(水) 提出先: 通学先の園・学校

この「学校給食申込書」は、鈴鹿市と保護者の皆様との契約関係を明らかにするためのもので、学校給食の提供を受けるためには、「学校給食申込書」を提出していただくこととなります。

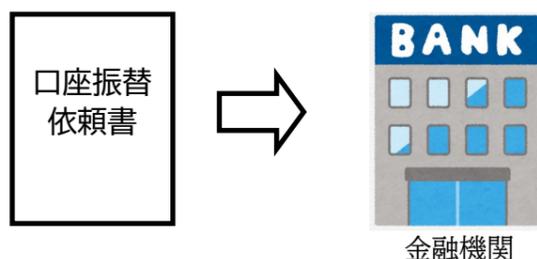


- ・お子さまお1人につき、1枚記入し、通学先の園・学校へ提出してください。
- ・この申込書は、お子さまが市立幼稚園・小中学校に在籍している期間有効となります。
- ・アレルギー等の理由により、学校給食の提供がすべて不要な場合は、学校給食申込書の提出は不要です。ただし、お子さまの通学先の園・学校へその旨をお伝えください。

## 2 口座振替依頼書を提出してください

提出期限: 5月31日(火) 提出先: 金融機関

学校給食費は、原則、口座振替による納付となります。



- ・口座振替手数料は市が負担します。
- ・現在、口座振替によりお支払いされている方も、改めて口座登録の手続きが必要となりますので、口座振替依頼書を提出してください。
- ・お子さまお1人につき、1部記入し、ご利用の金融機関へ提出してください。
- ・口座振替によるお支払いが原則ですが、納付書による金融機関・コンビニエンスストアでのお支払いも可能です。
- ・還付の場合もこの口座に返金します。

### ●ご利用可能な金融機関

金融機関名
三十三銀行 百五銀行 中京銀行 北伊勢上野信用金庫 東海労働金庫
鈴鹿農業協同組合 東日本信用漁業協同組合連合会(県内の支店のみ)
ゆうちょ銀行

## Q 給食費が高くなるの？

高くなりません。公会計化によって給食費を値上げすることはありません。

## Q 今年度のひと月の給食費はいくら？ 振替日はいつ？

振替日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日	1月31日	2月28日	3月31日
納付額(小学校)	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200 以下(※2)
納付額(中学校)	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750 以下(※2)

円

- ・7月まではこれまでどおり園長・学校長が集金します。
  - ・9月に改めて納付額を個別にお知らせする予定です。
  - ・残高不足等により振替ができなかった場合は、次の15日に再振替を行います。
  - ・振替日が休日の場合は、直後の休日でない日となります。
  - ・令和5年以降は4月は口座振替せず、5月に2か月分を口座振替します。
  - ・支払期限を過ぎた場合は、期間等により遅延損害金が発生しますのでご注意ください。
- ※2 欠食分等を減額させた額となります。そのため、学校・学年により異なります。

## Q 主に何が変わるの？

- ・園長・学校長に代わって、鈴鹿市が集めることとなります。
- ・遠足など前月1日までにわかっている学校行事などにより喫食しない分の給食費は減額します。
- ・これまで、食物アレルギー等の場合、中学校では、牛乳除去の場合だけ給食費の減額をしていましたが、これからはパン、ごはん、一切のおかずを食べられない場合も減額を行います。



## Q 食物アレルギー等で給食を食べられない場合は？



- ・お子さまが、食物アレルギー等の理由により、牛乳、パン、ごはん、一切のおかずを食べられない場合は、給食費を減額します。
- ・通学先の園・学校へ相談後、学校給食食物アレルギー等届を学校へ提出してください。
- ・現在、除去食を実施しているお子さまで、すでに給食費の減額を行っている場合でも学校給食食物アレルギー等届を提出してください。
- ・この対応は、アレルギー疾患等によるものを対象とし、嗜好による一部停止は認めていません。

# 【記入例】

未定稿

お子さまお1人につき、1枚記入し、学校・園へ提出してください。

第1号様式（第2条関係）

鈴鹿市学校給食申込書

(宛先) 鈴鹿市長

1

学校へ提出する日

鈴鹿市学校給食費等に関する条例施行規則第3条の規定により、下記の児童・生徒・幼児等が鈴鹿市立小学校・中学校・幼稚園に在籍期間中の学校給食の提供を申し込みます。

申 込		1	令和4年 4月 10日
申込者 (学校給食費 負担者)	住 所	2	鈴鹿市神戸一丁目18番18号コーポ ベル102号室
	フリガナ		スズカ タロウ
	氏 名		鈴鹿 太郎
	生 年 月 日		昭和56年 8月 8日
	電 話 番 号		090-1234-5678
児童・生徒・幼児等 との続柄			父
給食を食べる 児童・生徒・幼 児等	フリガナ	3	スズカ ハナコ
	氏 名		鈴鹿 花子
	生 年 月 日		平成25年 4月 23日
学校・幼稚園名			神戸小学校

3

お子さまの氏名、生年月日、学校(園)名を書いてください。お子さま1人につきこの申込書を1枚書いてください。

2

保護者をお1人書いてください。必ず口座振替依頼書の学校給食費負担者と一致させてください。電話番号は携帯電話でもかまいません。

# 【記入例】

- ★お子さまお1人につき、1枚記入し、金融機関へ提出してください。
- ★3枚複写ですので、ボールペン等(消せるボールペン不可)で強めに記入してください。

2 保護者をお1人書いてください。必ず学校給食申込書の学校給食費負担者と一致させてください。

1 金融機関への提出日を記入

金融機関控

その1

鈴鹿市学校給食費口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書

取扱金融機関 御中

私は、鈴鹿市へ納付する学校給食費について、裏面約定を承認の上、口座振替又は自動払込を依頼します。

令和 4年 4月 10日

新規 変更 廃止 ※学校給食費負担者の欄は、鈴鹿市学校給食申込書に記載された方を記入してください。

学校給食費負担者	住所	鈴鹿市神戸一丁目18番18号コーポベル102号室						
	フリガナ	スズカ タロウ						
	氏名	鈴鹿 太郎						
	生年月日	昭和56年 8月 8日	電話番号	090-1234-5678				

※希望の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関コード	7	6	5	4	3	2	1	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座			
		銀行			本店		支店		口座番号					
		鈴鹿		神戸		支店		1	2	3	4	5	6	7

ゆうちょ銀行	契約種別	3 0		記号番号			通帳記号(※欄は、通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみ御記入ください。)		通帳番号(右づめで記入)	
	払込先加入者	鈴鹿市会計管理者		払込先口座番号		00850-7-961609				

口座名義人 (預貯金者名) 及び届出住所	フリガナ	スズカ タロウ			届出印 (3枚とも押印)	鈴鹿
	氏名	鈴鹿 太郎				
届出住所 (ゆうちょ銀行のみ)						

※ゆうちょ銀行の場合は、必ず口座届出住所を確認してください。

振替(払込)の開始	令和 4年度 9月分から ※申込月の翌月以降に到来する納期から取扱いします。
振替日(払込日)	納期限日(通常は月末ですが、12月は25日が振替(払込)日です。また、振替(払込)日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。)

※振替(払込)日(毎納期限日)に残高不足等により振替(払込)できなかったときは、次の15日に再振替(払込)します。再振替(払込)日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

幼稚園・学校名	鈴鹿市立 神戸小学校	園児・児童・生徒名	鈴鹿 花子
---------	------------	-----------	-------

6 3枚とも押印

3 給食費の引き落としを希望する口座を記入してください。学校給食費負担者名義以外の口座でも大丈夫です。ゆうちょ銀行の場合は下段に、その他の金融機関の場合は上段に記入してください。

4 口座の名義人を記入してください。ゆうちょ銀行を利用する場合のみ届出住所を記入してください。

## 1. 不登校対策について

## 第2回不登校対策プロジェクト会議資料

## 1, 成果と思われること

- ① [小学校]校内適応指導教室を開設した学校がある。
- ② [小学校]SLSと連携して効果的な取組を推進している学校が多い。
- ③ [中学校]不登校対策担当者が的確にリーダーシップをとっている学校が多い。
- ④ [中学校]不登校対策教育支援員が有効に活用されている学校が多い。
- ⑤ 小中ともに、初期段階で関係者会議(ケース会議)や保護者をまじえた支援会議を開催し、早期支援を進め、効果をあげている学校がある。

## 2, 課題と今後の対応について

## (1)初期段階での対応の遅れがみられるケースがある \* 裏面参照

「もう少し様子を見よう」という判断で、早期対応の機会をなくしてしまう。

まず「情報収集→アセスメント(見立て)」を実施する

- 家庭訪問、関係した教員からの聞き取り等の情報収集を踏まえ、ミニ関係者会議(ケース会議)を実施。「児童生徒理解支援シート」の活用。
- 保護者の考え等によりWISC-IV等の活用が出来なくとも、SCにつなげたり、心理に詳しい専門職員等を活用したりして理解を深めていく。

## (2)発達特性等を踏まえない指導がみられるケースがある

「怠けている」という評価により本人の特性等にそぐわない指導がみられる。

発達特性に関する研修会を実施する

- 発達特性等を抱えている子どもたちへの支援の在り方について20分～30分程度の校内研修会を実施する。特に、初任者研修では、必須。
- 不登校対策担当者や生徒指導担当者の会議で上記研修会を実施する。

## (3)小中連携に課題がみられるケースがある

「小」から「中」への引継ぎ、「中」から「小」への聞き取り等に課題がみられる。

小中連携(情報共有等)の徹底を図る

- 小学校卒業式前後の引継ぎに漏れがないよう実施する。
- 必要に応じて中学校側が小学校側に不登校生徒等に関して情報共有を求める。

「初期対応の遅れがみられる」➡ 早期支援を実現するために

### 1, 基本認識 \*全職員で共通理解しておきたいこと

- 早期支援を実現しなければ、支援・対応がより困難になる場合が多い。
- 生きづらさや困り感を抱え、学校生活に苦戦している子どもの中には、「発達」の特性や愛着の課題等を抱え、“心のエネルギー”をなくしている子どもがいる。
- 理解することが支援の第一歩。変えようとする前に分かってもらうことが大切。
- 「困った行動」の背景要因等を踏まえない指導・叱責を重ねてしまうことで、学校教育の中で「二次障害」を発生させてしまうことがある。

### 2, 早期支援のための取組 ※「情報収集」から「アセスメント(見立て)」へ

- “その子理解”が一番のポイント。しっかり聴く、複数で情報を集める体制。
- 「情報収集」、「情報共有」、そして、「関係者会議(ケース会議)」の開催へ。

#### ① 第一に身体面, 体調面はどうか?

- 睡眠はとれているか? 食事はとれているか?
- その子の表情は? 保健室へ行く回数, 訴えの内容は?

#### ② 家庭の状況はどうか?

- 保護者の様子(保護者同士の関係, 保護者の心身の体調, 経済的な状況等)
- 兄弟姉妹関係に不登校経験はないか?

#### ③ 学習のつまずきは?

- 授業中の態度・様子は?
- 板書を写し取る正確さやスピード等は?

#### ④ 友だち関係のつまずきは?

- いじめ, いやがらせは? \*SNSでのやり取りのなかにその兆候はないか?
- 仲の良い友だち, 助けてくれる友だちは?

#### ⑤ 本人の特性・課題は?

- 発達特性から生じる具体的な困難さや困り感?

### 3, 早期支援のための留意点

- (1) 「傾聴→共感・受容→承認」という取組を全校規模で定着させることが必要。担任の先生を中心にしつつも、その子が一番話しやすい職員が、その子の話を聴くことを担当するなどの体制を整える。
- (2) WISC-IVなどを取る方向で進めたり, SC や通級指導教室担当者等の心理に詳しい職員にアドバイスを求めたりする。

#### 4. 次年度に向けた取組

##### (1) 校内の取組

###### ①実態に即したより正確な分類に基づく長期欠席・不登校の報告

- ・3学期終了段階で、「長期欠席等児童生徒在籍状況調査票」の「欠席の理由」を、子どもの実態に即して精査する。

種類	具体例
病気	○病院に通院している 服薬している 診断名がある 等
不登校	○学校生活上の影響(いじめ, いやがらせ, 人間関係等の悩み等) ○あそび・非行 ○無気力, 不安定など情緒的混乱 ○意図的な拒否 ○(上記の)複合
その他	○保護者の教育に関する考え方(無理解, 無関心, 介護, 手伝い等) ○外国での長期滞在等 ○連絡先が不明なまま長期欠席

###### ②今年度の長期欠席状態の児童生徒への対応

- ・保護者をまじえた支援会議等を実施し、次年度に向けた支援の在り方等について保護者と話し合う。

###### ③校内適応指導教室(子どもの居場所)の設置に関する検討

- ・不登校児童生徒が登校できた場合の、子どもの居場所を確保する。
- ・保健室, 相談室及び学校図書館等を活用できないか検討する。

##### (2) 校区の連携体制づくり

###### ①2月～3月に実施される「引継ぎ」の会議を漏れがないよう工夫して行う。

- ・3月中旬に「小学校6年生時に不登校傾向にあった児童の名簿」が進学先中学校に送付されるので、この資料を基にもれなく実施する。

###### ②令和4年度は、全ての中学校区において、「校区不登校担当者会」を学期に1回程度、定期開催する。

##### (3) 長期欠席・不登校の児童生徒に対するICT機器の活用

- ①オンラインの授業配信や学習支援など、必要に応じ対応できるようにしておく。
- ②教育相談や体験活動, 様々な支援に関しても ICT 機器の活用を試みる。

##### (4) 学校外の関係機関との積極的な連携

- ①必要に応じ、市の適応指導教室(けやき・さつき)の担当者やSC・SSW, 不登校対策アドバイザー等を加えた, 校内ケース会議や担当者会を積極的にもち、学校外の関係機関と連携した支援体制を築く。
- ②「大学生等教育アシスタント」に申し込むなど、不登校児童生徒に係る支援についても、学生ボランティア等を積極活用していく。

## いじめの対応について

## 1. いじめ事案発生時の初期対応及び情報共有の流れ

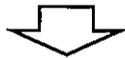
- ① いじめに気付いた職員だけで判断せず、管理職、学年主任、教育相談担当者、生徒指導担当者等といじめ防止対策委員会等で情報共有し、学校の問題としてとらえ対応します。



- ② いじめを受けた児童生徒の立場に立って丁寧に聞き取りを行うとともに、教育委員会への一報を行います。家庭訪問をするなどして保護者へ状況を伝え、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す姿勢や体制について説明します。  
(※ いじめを受けた児童生徒や保護者の意向を第一に考え、他の児童生徒への聞き取りやアンケート調査等を行います。)



- ③ 事実関係の把握は、当事者だけでなく、周りにいた児童生徒などからも聞き取ったり、アンケート調査をしたりして、客観的な事実関係の把握を正確かつ迅速に行います。これまでの聞き取り内容等から把握した客観的事実を時系列に記録しておくことが重要です。



- ④ 事実だけを追求するのではなく生活背景等も把握するなど、いじめを行った児童生徒を多面的にとらえた上で、「いじめは絶対に許されない行為であること」を自覚させ、児童生徒自身の行動を振り返らせる指導をします。



- ⑤ 関係児童生徒に心のケアが必要な場合は、専門的な知識を持つスクールカウンセラー等や関係機関と連携して対応します。



- ⑥ 相当の期間（3か月を目安）注視し、いじめが解消したと見られた後も、全教職員で継続して児童生徒の様子を観察し、適宜指導します。

☆ 保護者への連絡は、なるべく家庭訪問等の面談により丁寧に行い、いじめを受けた児童生徒の心のケアや、いじめを行った児童生徒の家庭での見守りなど、協力を依頼します。

☆ いじめが深刻な場合には、教育委員会とも連携した上で、警察等の関係機関の協力を求めます。特に、暴行や恐喝などの犯罪行為に関連するいじめの場合は、必ず警察等の関係機関と連携して対処します。

## 青色回転灯パトロールカー及び実施者の変更等手続きについて

## ◆人事異動に伴う実施者の変更手続きについて

## ◇3月末での退職教職員

- \*返納書類・・・パトロール実施者証（名刺大）
- \*返納期日・・・3月25日（金）



パトロール実施者証（名刺大）

## ◇他校への異動教職員

（転任先で実施者登録される場合も一旦返納していただきます。）

- \*返納書類・・・パトロール実施者証（名刺大）
- \*返納期日・・・3月25日（金）

○講習受講後3年以内の方は、実施地域の記載を変更し、再交付します。

## ◇パトロール隊代表者の変更

（変更がある場合、4月以降に変更申請します。4月に改めて連絡します。）

- \*提出期日・・・新しい代表者が決定次第速やかに提出。

## ◆新規実施者証取得希望者及び更新が必要な方

## ◇人事異動対象職員

- \*4月に改めて連絡します。

## ◇人事異動に関係のない教職員、保護者及び地域住民

- \*随時、教育支援課に連絡してください。



標章（A5サイズ大）

## ◆青色回転灯パトロールカーの返納・登録

## ◇3月末での退職教職員

- \*返納書類・・・標章（A5サイズ大）
- \*返納期日・・・3月25日（金）

○証明書が出来上がり次第、陸運局での車検証の記載事項変更手続きが必要です。  
（随時、連絡します。）

## ◇他校への異動教職員

（転任先で青パト登録される場合も一旦返納していただきます。）

- \*返納書類・・・標章（A5サイズ大）
- \*返納期日・・・3月25日（金）

○証明書が出来上がり次第、陸運局での車検証の記載事項変更手続きが必要です。  
（随時、連絡します。）

○転任先で青パト登録される方は新しいパトロール隊での車として登録手続きを行います。手続きについては4月に改めて連絡します。陸運局に行く必要はありません。

\*実施者証、標章を紛失された場合は御連絡ください。

\*青パト登録車両の売却をする場合（車の買替など）は、返納手続き及び車検証記載事項の変更手続きが必要ですので、早めに教育支援課まで御連絡ください。

## 令和4年度学校運営協議会委員の推薦について

## 鈴鹿市立学校に設置する学校運営協議会の組織及び運営に関する要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、鈴鹿市立学校に設置する学校運営協議会の組織及び運営に関する規則（平成26年鈴鹿市教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第17条の規定により、鈴鹿市立学校に設置する学校運営協議会の組織及び運営（以下「協議会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

## (協議会の組織)

第2条 協議会は、委員8人以内と、委員である委員長、副委員長及び校長で組織する。

## (委員長及び副委員長の任期)

第3条 委員長及び副委員長の任期は、規則第5条第1項の規定にかかわらず、校長の推薦がある場合は、原則、再任回数2回、3年とする。

## 附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

## 【ポイント】

○鈴鹿市立学校の学校運営協議会の組織・運営等については、従来の「鈴鹿市学校運営協議会の組織及び運営に関する規則」に従う。

○しかし、委員長、副委員長の任期に関することについては、上記「要領」に従う。

○委員長、副委員長の任期は、「校長の推薦がある場合」に限り「再任回数2回」まで、「3年」できるものとする。

## 【委員長、副委員長の任期を規定した趣旨】

○本市においては、平成23年度からすべての公立小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、学校運営協議会を中核にして様々な取組を進めてもらっている。しかしながら、その取組の認知度等においては課題があり、より一層の周知・啓発が必要となっている。

○委員長、副委員長の役職を担っていただいている方々の固定化や高齢化等も指摘されており、より多くの方々が、その任にあたっていただき、取組の趣旨、必要性等を認識してもらえる機会を増やしていくことが必要だと考える。

○学校運営協議会の取組がより広く認知されるよう、また、この取組がより充実するために委員長・副委員長の任期を3年間という限度を設けることで、学校運営協議会の刷新につなげていくことができるものとする。

## 令和4年度 コミュニティ・スクール研修会

※ 学校運営協議会委員長と学校長対象の研修会を、5月～6月中に開催する予定

## 令和4年度 人権教育関係研修会等の予定について

## 1 鈴鹿市教育委員会関係

研修会・研究会・事業名	期 日	開催校・実施校等
中学校区人権教育研究推進(研究発表)	11月11日(金) 10月28日(金)	平田野中(平田野中学校区) 神戸小(神戸中学校区)
人権教育研修講座(全4回)	5月下旬 7月29日(金) 8月19日(金) 8月26日(金)	一ノ宮団地解放センター予定 市役所1203

## 2 三重県教育委員会関係

研修会・研究会名	期 日	開催地・会場
人権教育管理職研修会	5月～6月 (期間未定)	動画による配信 ※日時・実施方法とも変更もあります
人権教育推進委員会代表者兼「子ども支援ネットワーク」推進教員連絡会議 【各校担当者1名が出席予定】	6月30日(木)	県鈴鹿庁舎 ※日時・実施方法とも変更もあります
人権学習教材及び人権学習指導資料の活用のための講座	【夏季】8月 4.5.18.19日のうち3日 【冬季】12月26日(月)	県人権センター ※日時・実施方法とも変更もあります

## 3 北勢地区人権・同和教育研究発表会

※詳細については、2月下旬に各校へ通知

校種	地 域	発表校	期日
小学校	四日市市	富洲原小学校	11月21日(月)
中学校	鈴鹿市	平田野中学校	11月11日(金)

## 4 三重県人権教育研究協議会・全国人権教育研究協議会関係

研究会名	期 日	開催地
第56回三重県人権・同和教育研究大会	10月15日(土), 16日(日)	南勢志摩
第73回全国人権・同和教育研究大会	11月26日(土), 27日(日)	奈良県

## 5 鈴鹿市 人権教育関係各種会議

会議名	期 日	場 所
人権教育推進担当者会(各校1名)	4月26日(火)15:30-17:00	市役所1203
人権フォーラム担当者会(各校区1名)	2月14日(火)16:00-17:00	一ノ宮団地解放センター
事務局校代表者会議(各校区1名)	2月24日(金)15:30-17:00	一ノ宮団地解放センター

**令和4年度定例「校長会」年間計画（案）**

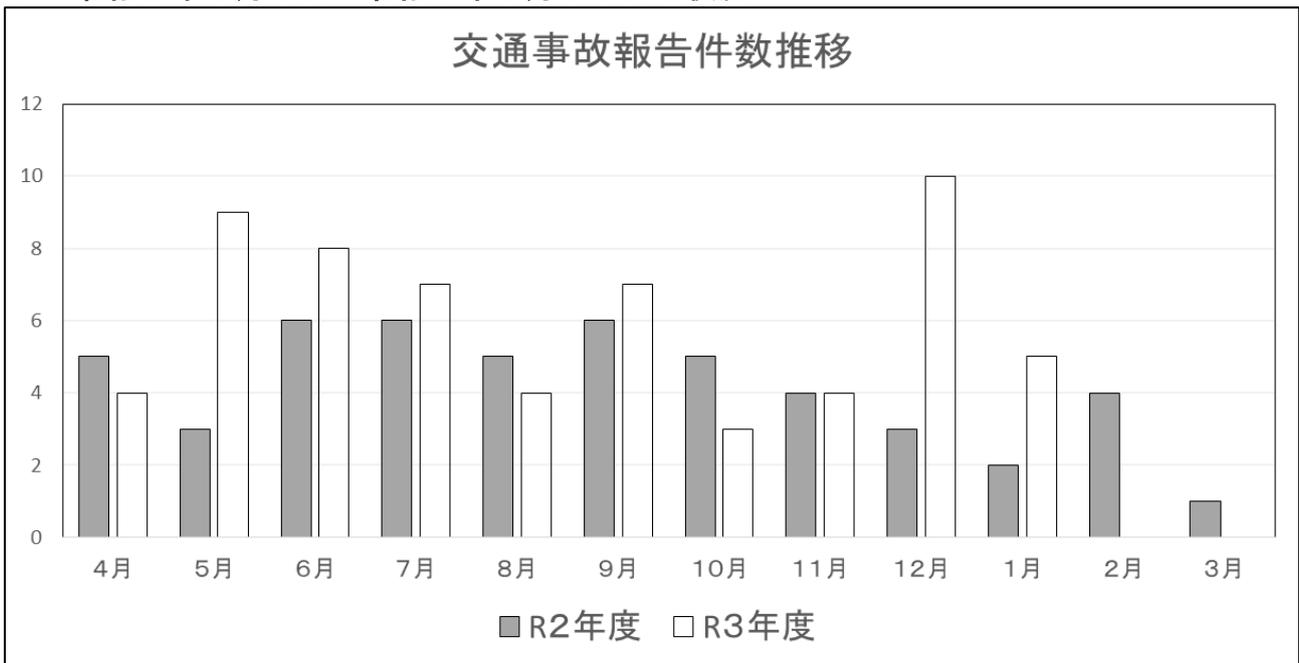
月	日（曜日）	場所（時間）
4	11（月）	1203大会議室 9:00～12:00（校園長会）
5	12（木）	1203大会議室 9:00～12:00
7	4（月）	1203大会議室 9:00～12:00
8	22（月）	1203大会議室 9:00～12:00
10	13（木）	1203大会議室 9:00～12:00
11	29（火）	1203大会議室 9:00～12:00
1	5（木）	1203大会議室 9:00～12:00
2	10（金）	502・503大会議室 9:00～12:00

\*臨時校長会・・・3月（人事）  
 [校園長会になる場合はその都度連絡します。]

**令和4年度定例「教頭会」年間計画（案）**

月	日（曜日）	場所（時間）
4	20（水）	1203大会議室 9:00～12:00
11	7（月）	1203大会議室 9:00～12:00
1	23（月）	502・503大会議室 9:00～12:00

◆ 令和3年4月1日～令和4年1月31日の状況



**61件(前年度比 +16件)** 1月17日現在

**加害 39件(双方含む)**

**人身 3件**

**出退勤途上 24件 交差点 23件**

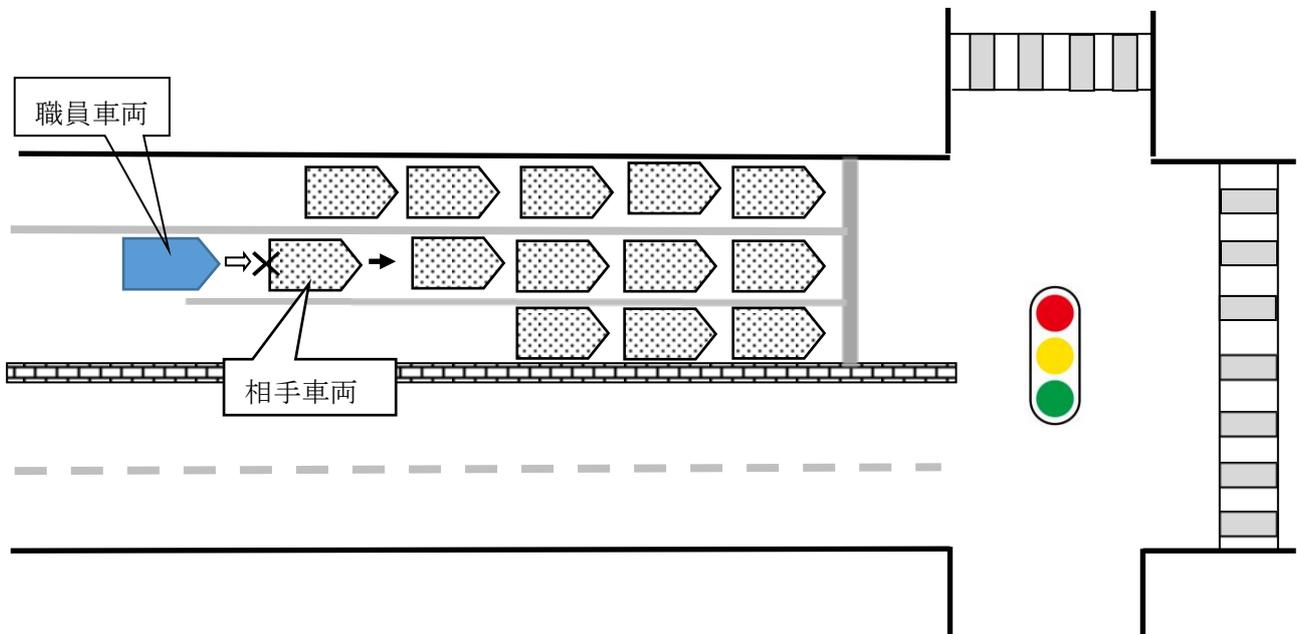
◆ 状況・傾向

令和4年1月31日現在の交通事故発生件数は61件（内39件が加害事故）となっており、昨年度と比較すると15件増加しております。12月以降は、事故発生件数8件が加害事故となっており、駐車場内における接触事故が増えております。また、交差点で赤信号が青になったので発進したところ、前の車がまだ発進していないことに気づくのが遅れ衝突した事故も発生しております。交差点等に侵入する際には、周囲の状況をしっかりと捉え、十分な安全確認を行うことや、運転する際には、時間にゆとりを持ち、計画的な行動を心掛け、運転に集中するよう注意喚起をお願いします。

これから益々寒さも厳しくなり積雪が予測されます。スタッドレスタイヤなど十分な装備での走行を心掛けるとともに、時間にゆとりを持ち、無理のない運転をするよう注意喚起をお願いします。

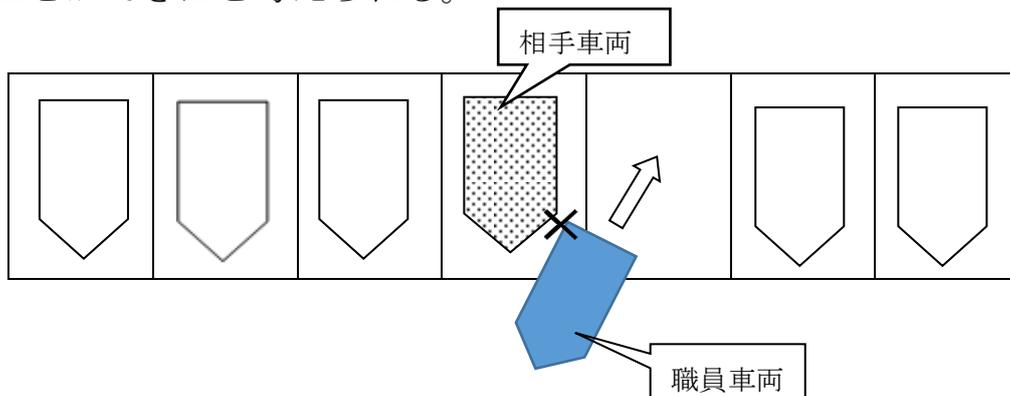
(事例1) 部活動後の学校に戻る途中、国道の交差点付近から渋滞のため前方を走行していた乗用車が減速しながら停車し、ブレーキを踏んで停車しようとしたが間に合わず、その際、相手方車両後部に、衝突した。

→ 職員が信号の状況を確認しながら、走行速度や車間距離に注意していれば、防ぐことができたと考えられる。



(事例2) 駐車場で、バックで駐車しようとしたところ、右側に駐車していた相手方車両に接触した。

→ 職員がバックするとき再度後方の安全確認を行っていれば防ぐことができたと考えられる。



令和4年度 鈴鹿市立小学校小規模特認校及び鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化による就学について

令和4年1月11日：現在  
教育委員会事務局 学校教育課

1 鈴鹿市立小学校小規模特認校の就学

(1) 募集人数

新1年生 10人程度 (新2～6年生は募集せず)

(2) 許可人数

4人

2 鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化による就学

(1) 旭が丘小学校

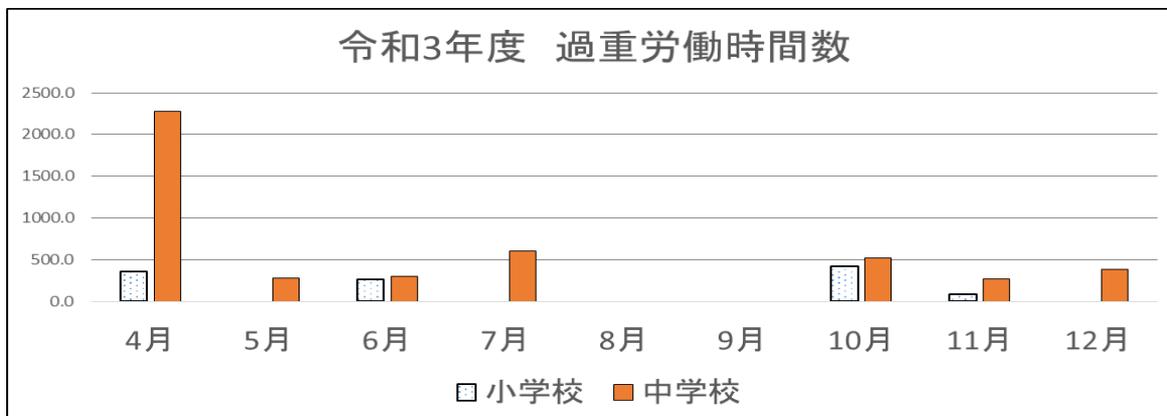
受入校	受入人数	決定人数
愛宕小学校	10人程度	—
白子小学校	5人程度	1人
玉垣小学校	10人程度	—
計	25人程度	1人

(2) 白子中学校

受入校	受入人数	決定人数	在籍小学区		
			稲生小	桜島小	旭が丘小
鼓ヶ浦中学校	10人程度	—	—		—
天栄中学校	60人程度	68人	68人		
創徳中学校	10人程度	9人	1人	8人(内1人は飯野小の学区外)	
千代崎中学校	5人程度	1人		1人	—
計	85人程度	78人	69人	9人	—

## 過重労働による健康障害防止について

◆ 令和3年4月1日 ～ 令和3年12月31日の状況



[前年度同期間]

【累計】 小学校 約 1113時間 (延べ 13人) 約 1005時間 (延べ 15人)  
 中学校 約 4629時間 (延べ 46人) 約 5514時間 (延べ 178人)  
 ※80時間超を対象とした合計時間になります。

【産業医による面接指導】 3件 (ストレスチェックの結果に基づく希望者も含む)

### ◆ 傾向

- ・ 小学校では、年度初め繁忙期の4月や、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う分散登校・オンライン授業が終わり、通常授業が再開した10月に過重労働報告件数が増えています。
- ・ 中学校では、前年度同期間に比べ、時間数・延べ人数ともに大幅に減少しています。
- ・ 80時間/月を超える時間外勤務がある教職員が固定化しております。
- ・ 今年度、産業医による面接指導を希望した職員は3件でした。

### ◆ 対応

- ・ Chromebook の出退勤システムを利用し、職員一人ひとりが自身の勤務時間を把握すること、また、総勤務時間の縮減を自覚し、時間外勤務時間を正確に把握するなど自己管理に努めるよう御指導ください。
- ・ 管理職の先生におかれましては、先生方自身が超過時間を意識できるように、出退勤システムで超過時間上限の設定をしてください。また、過重労働による健康障害防止のために、職員の健康状況管理に努めるようお願いします。
- ・ 常に校務分掌の見直しを図るなど、仕事が特定の職員に偏らないよう、業務の平準化に努めるようお願いします。